

## 第4回 総合計画審議会 会議録（要約）

### 開会

- ・ 事務局挨拶

### 1) 新委員の委嘱について

- ・ 農業委員会会長交代に伴う新委員の委嘱

### 2) 会長挨拶

- ・ 本日の会議の進め方については、部会出席者の偏りがあり、全体でも少人数となったため、部会を行わず、全体会議にて行う。
- ・ 今回で審議を終了し、後日、今日の会議結果を踏まえて、答申を行う予定である。
- ・ 以上了承。

### 3) 協議事項

#### ① 総合発展計画基本構想の改定原案について

【事務局】 修正点を中心に説明

【委員意見】

- ・ P.13 下段に「したがって、町づくりの根幹にまちの財政基盤を強化することを第一に位置づける。」という表現があるが、「第一」という表現より「最優先課題の一つとして」とした方がいいのではないか。

【事務局】

- ・ 意見の通り訂正したい。

【委員意見】

- ・ P.16 に「消費の低迷などによる経済の低成長に加え、原油や原材料の高騰などが加わり、」という表現があるが、最近の状況では原油価格は下がりつつある。「価格の不安定」等に改めた方がいいのではないか。

【事務局】

- ・ 意見の通り、表現を検討して訂正したい。

【委員意見】

- ・ P.7 に「公共下水道の普及」と「浄化槽の設置」が並列にあげられ、「水質の浄化」に貢献している旨の表現がみられるが、「浄化槽の設置」はあまり貢献していないと考えられる。あえて書く必要がないのではないか。

【担当理事】

- ・ おっしゃるとおりであるが、近江八幡市では、公共下水道の普及とともに浄化槽の設置を重要項目として取り組んでおり、これも水質浄化に貢献していると考えているため、原文のままをしたい。

【委員意見】

- ・ そういうことであれば、あえて表現訂正はしないということで了承する。

**【委員意見】**

- ・ P.8に「加えて「官から民へ」の規制緩和によって公の担い手が多様化しつつある。」という表現があるが、意味がわかりにくい。

**【会長】**

- ・ 学術用語では一般的に使われているものであるが、確かにわかりにくい表現であるので、噛み砕いた表現にしたらどうか。

**【事務局】**

- ・ 意見の通り、表現を検討して訂正したい。

**【まとめ】**

- ・ 以上の訂正については、事務局と正副会長に一任ということで、基本構想は了承された。

**② 総合発展計画基本計画の改定原案について**

**【事務局】** 修正点を中心に説明

<第1章：市民環境>

**【委員意見】**

- ・ P.8に「市街化区域の一人当たりの緑の面積は少なく、」との表現があるが、その根拠は何か。

**【担当理事】**

- ・ 今、根拠数値を持ち合わせていないので、調査のうえ、わかりやすく適切な表現方法を考える。

**【委員意見】**

- ・ P.8の注記に「地球温暖化防止実行計画は策定済」とあるが、そうすると改定文で取り組むというのはおかしいのではないか。

**【担当部長】**

- ・ 本文で述べているのは、「地球温暖化防止実行計画」の次の段階である「地球温暖化対策地域推進計画」のことである。

**【委員意見】**

- ・ 誤認していたので、そのまま結構である。

<第2章：人権・福祉等>

- ・ 意見なし。

<第3章：教育・文化>

- ・ 意見なし。

<第4章：産業・経済>

**【委員意見】**

- ・ P.46に「また、既存施設の運営についても、サービス水準の向上等をはかるため、民間のノウハウを活用する視点が求められている。」との表現があるが、「民間活力」ではなく「民間ノウハウ」とした点が理解できない。資本参加などの余地を考えると「民間活力」の方がいいのではないか。

**【事務局】**

- ・ 使い方の場合分けを想定していたが、おっしゃるとおりであるので、「民間活力」に戻したい。

**【委員意見】**

- ・ P. 47 に「能登川町」との表現があるが、「東近江市」に変更しているのではないか。また、財団法人近江八幡地域勤労者福祉サービスセンターの自立についても触れていただきたい。

**【事務局】**

- ・ この記述は、平成 12 年に財団法人近江八幡地域勤労者福祉サービスセンターを設立したことを言っており、この時点では「能登川町」であった。「能登川町（現東近江市）」に改めたい。自立の表記については市で検討する。

<第 5 章：都市基盤>

- ・ 意見なし。

<第 6 章：行財政>

**【委員意見】**

- ・ P. 64 のタイトル「6.1 行政運営」を今回の改定趣旨に合わせて、「6.1 行政経営」と改めたらどうか。

**【会長】**

- ・ 行政用語では「行政運営」が通用しており、タイトルで「行政経営」とするのは、難しいのではないかとと思われる。文章の中で「経営の視点に立った行政運営」という言葉を挿入してはどうか。

**【事務局】**

- ・ 市としては「行政経営」とすることはやぶさかではないが、タイトル＝項目分類としては「行政運営」の方がなじんでいるので、タイトルの変更は行わず、文中に「経営」という言葉を挿入して対応したい。

**【委員意見】**

- ・ P. 64 に「職員育成」をうたっているが、「人材確保」も必要ではないか。

**【事務局】**

- ・ ご指摘のように訂正したい。

**【委員意見】**

- ・ P. 64 に「智慧」という表現があるが、これは仏教用語で難しい表現である。あえて使う必要がないのであれば、一般用語の「知恵」に改めたらどうか。

**【事務局】**

- ・ ご指摘のように訂正したい。

**【委員意見】**

- ・ P. 66 の行政改革の文中に「財政の健全化」という表現がないが、どこかに挿入すべきではないか。

**【事務局】**

- ・ ご指摘のように「財政の健全化」という文章を工夫して挿入する。

**【委員意見】**

- ・ P. 65 で「市民の政策参加システムの整備」という項目が削除されているのはなぜか。

【担当部長】

- ・ 「行革大綱」の中に包含されていることと、後段の「協働」の項で述べているので、ここでは削除した。

【委員意見】

- ・ 以上で了解した。

【まとめ】

- ・ 以上の訂正については、事務局と正副会長に一任ということで、基本計画は了承された。

<10 分間の休憩>

**③ 第6次国土利用計画原案について**

【事務局】 説明

【委員意見】

- ・ P.5の「河川」「農道」の文章表現は改定されてはいないが、改定前の原文が意味不明である。文章が通じるように精査されたい。

【事務局】

- ・ ご指摘のように、文章精査して訂正したい。

【委員意見】

- ・ P.4の下段に「しかしながら、農業経営の維持が困難となっている農用地については、生産者の意向に配慮しつつ、他の産業用地に転換することも検討する。」との表現があるが、「農業経営の維持が困難となっている農用地」という表現は不適切である。また、P.9,10も同様の表現であるが、中部地域と南部地域に限定されており、北部地域は農業経営が困難ではないと誤解される。また、農業経営が厳しいのはどこも一緒に、国は集落営農を推進しているが、その政策と矛盾もしてくるため表現の変更をお願いしたい。

【委員意見】

- ・ P.3の上段の産業構造の転換といった表現も農業が否定されるようなイメージをもつので表現を変えた方が良い。

【会長】

- ・ この表現は企業誘致の用地を確保したいがために使っている表現であり、新しい産業構造の構築により転換を検討するといった流れの方がよいのではないかと思う。

【事務局】

- ・ 文章表現を訂正したい。

【委員意見】

- ・ 同じくP.4の下段の「生産者の意向に配慮しつつ、他の産業用地に転換することも検討する。」との表現の、「生産者の意向に配慮しつつ、」という表現に加えて、「環境への配慮」が必要と考えられる。これは、P.9,10も同様である。

【事務局】

- ・ 「環境への配慮」という表現を挿入する。

【委員意見】

- ・ P8の目標面積であるが、現在の行政区域は琵琶湖を含めた153.09 km<sup>2</sup>となっているが、変更しなく

てもいいのか。県の面積には琵琶湖は含んでいる。

**【事務局】**

- ・ 琵琶湖水面を含むと、基準年の土地利用面積比等の継続性が確認しにくいので、旧来のままでいくことを考えているが、再度県と調整して決定したい。

**【まとめ】**

- ・ 以上の訂正については、事務局と正副会長に一任ということで、国土利用計画原案は了承された。

**④ その他**

**【委員意見】**

- ・ 実効性を高めるために、フォローアップの仕組みを考える必要があるのではないか。また、優先順位等はどう考えるのか。

**【事務局】**

- ・ 現在の他市の総合計画等では、計画の進行管理が重視されている。但し、今回の改定は後 2 年間を残すだけとなっており、それらの問題は、次回の総合計画の全面改定の際に重視して取り組みたい。

**【委員意見】**

- ・ 今回の改定の目的である農用地の企業用地への転換の実行方式をどう考えているのか。

**【事務局】**

- ・ ご指摘の通り、具体化に向けては、「農用地の転換」と「企業誘致」の 2 つの課題がある。現在、市をあげて、鋭意、作業と協議を進めているところである。

**4) 今後の日程について**

**【事務局】**

- ・ 本日の意見で修正後、国土利用計画については県協議が相当かかるものと思われるため、今回は基本構想及び基本計画の答申をいただき、国土利用計画については、県協議が終了した時点で再度審議会を開き、確認後答申という日程を考えている。

**【副会長】**

- ・ 国土利用計画の県協議が終わっていないから、後回しにするということだが、県協議で調整がつかなかったから、審議会に差し戻すというのはおかしい。市審議会の意見がその結果変わるわけではない。したがって、今回で国土利用計画も結審とし、同時に答申すればいいのではないかと。

**【事務局】**

- ・ 審議委員の総意がその見解であれば、市としては、その方向に従う。

**【会長】**

- ・ 国土利用計画も同時答申ということでの賛否を求める。

●全員一致で、国土利用計画の同時答申を了承。

**【事務局】**

- ・ それでは、11月4日に正副会長によって、市長への答申を行っていただくものとする。

**閉会**

- ・ 市長のお礼挨拶
- ・ 中村副会長の挨拶にて閉会